

し尿処理手数料の改定について

し尿処理手数料は3年に1度手数料の検証を行い、改定について検討を行っています。

平成28年検証では、常設トイレよりも仮設トイレの収集経費が高くなっていることから、仮設トイレ加算料金の設定について検討がなされ、平成29年4月1日に施行となっています。平成30年検証では、仮設トイレの料金設定では不足が生じていたものの、仮設トイレ加算料金が運用されて1年しか経過していないことを踏まえ、令和2年に改めて検証を行うこととされましたが、コロナ禍に見舞われたことから、処理量の大幅な減少となったため、検証が出来ておりません。

50円/10ℓというし尿処理手数料は平成26年4月1日に改定案が施行されてから既に約9年経過しており、当時から経済状況も変化していることを踏まえ、今年度の恵庭市廃棄物減量等推進審議会では、し尿処理手数料について議論を行っていただきたいと考えております。

具体的な検証結果や料金案等につきましては、次回以降の審議会で諮る予定となっております。

参考

施行 開始年	料金 (10ℓあたり)	備考
昭和63年	下水道区域内:97円 下水道区域外:42円	
平成7年	全域:50円	
平成8年	全域:54円	
平成15年	47円	
平成26年	50円	
平成29年	50円	仮設トイレ1箇所につき 880円の基本料金を加算
以降改定なし		